

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

大任町まち・ひと・しごと創生地域再生計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

福岡県田川郡大任町

### 3 地域再生計画の区域

福岡県田川郡大任町の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 【地理的・自然的特性】

大任町は福岡県北東部に位置する総面積 14.26 k m<sup>2</sup>の小さな町です。町の中心部を一級河川遠賀川が南北に還流し、また、東西には山岳丘陵地帯が広がる自然豊かな町でもあります。

#### 【産業】

筑豊炭田の一翼を担う産炭地として、主に大正期から昭和初期にかけ、石炭産業の興隆とともに発展を遂げましたが、昭和 30 年代、国のエネルギー政策の転換により、町内各所に所在した炭鉱は相次いで閉山し、昭和 44 年、本町における長い炭鉱の歴史に幕が下ろされました。以後、町営住宅整備や教育関連施設の整備、さらには道路整備等の振興施策を展開し、企業誘致等の推進を行ったが、石炭産業に代わる産業は育たず、人口流出と高齢化の影響により農業も衰退していきました。そこで、平成 17 年以後、観光道路『桜街道』の整備を契機にして、観光産業振興のための施策を行い、平成 22 年 10 月にオープンした道の駅おおとう桜街道は、年間 120 万人の来場者を誇る人気の観光スポットとなっています。現在は、特産品の開発や特産品の収益の拡大等にも力を入れ、道の駅おおとう桜街道を中心とした観光と特産品等の生産・販売が大任町の新たな産業として定着するための取り組みを行っています。

#### 【人口】

本町の人口は、町制が施行された昭和 35 年の国勢調査時には 8,940 人でしたが、相次ぐ炭鉱の閉山のあおりを受けて、年々減少傾向を辿り、昭和 45 年国勢調査時には 6,256 人まで減少しました。この原因は石炭に代わるべき産業がないことや地場産業の育成が成功しなかったことなどにより、労働者とその家族が流出したことにあります。このことから、人口流出防止政策として町営住宅の建設や企業誘致活動等を促進した結果、わずかずつではありますが増加傾向に転じ、昭和 60 年国勢調査時には 6,943 人まで回復しました。しかし、その後再び減少し平成 22 年国勢調査では 5,503 人、さらに平成 27 年国勢調査では 5,183 人となりました。住民基本台帳によると、令和元年は 5,265 人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、2040 年は 3,928 人となる見込みです。

大任町の年齢 3 区分別人口を見ると、生産年齢人口(15～64 歳)は昭和 55 年には 4,484 人でしたが、平成 27 年には 2,874 人に減少しています。社人研推計によると、生産年齢人口は今後も減少傾向が続き、2040 年には 2,045 人まで減少すると予測されています。

昭和 55 年から平成 27 年にかけて老年人口は増加を続けており、平成 7 年には年少人口(0～14 歳)を上回り、平成 27 年は、1,760 人となっています。社人研推計によると、老年人口は令和 2 年の 1,875 人をピークに減少に転じると予測されていますが、町全体の人口も減少するため、令和 22 年には町全体の 36.8% (3 人に 1 人) が 65 歳以上となり、生産年齢人口約 1.4 人で老年人口 1 人を支えることとなります。また、年少人口は、昭和 60 年の 1,562 人をピークに減少し続けており、平成 27 年は 623 人となっていますが、2040 年には 438 人にまで減少すると予測されています。

自然動態について、出生数の低下と死亡数の増加に伴い、平成 21 (2009) 年に過去最多となる 68 人の自然減を記録して以降、50 人前後の自然減が続いており、令和元年は 110 人の自然減となりました。平成 20-24 (2008-2012) 年の本町の合計特殊出生率は 1.59 であり、全国の 1.38、福岡県 1.43 を上回る高い値となっています。社会動態については、概ね 40 人前後の社会減が続いている状況ですが、社会増へ転じる年もあり、令和元年は 37 人の社会増となっています。

人口減少が進展すると、家計の消費支出の縮小等による、経済規模の縮小によって事業所等の廃止の可能性があり、雇用の場の喪失やそれに伴う若者層の流出の加速、また担い手不足や後継者不足といった課題が生じます。

そこで、これらの課題を解決し、本町は2060年に総人口3,500人を維持することを目指し、平成28年1月に大任町まち・ひと・しごと総合戦略を策定後、令和2年度に第2期大任町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、政策分野ごとに1～4の4つの基本目標を設定しており、本計画においても下記の目標を掲げ、人口減少の抑制等に効果的な取組を実施します。

基本目標1 地域経済を活性化し、安定した雇用を創出する

基本目標2 本町への新しい人の流れをつくる

基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標4 時代にあった地域をつくり、安全・安心な暮らしを実現する

### 【数値目標】

5-2の ①に掲げる事業	KPI	現状値 (計画開始時点)	目標値 (令和6年度)	達成に寄与する地方版総合戦略の基本目標
ア	就業者人口を推計値よりも、減少を11人抑制する	1,840人 (令和6年度推計値)	1,851人	基本目標1
イ	純移動数を推計値よりも、5年間で社会増減を36人改善する	-16人 (令和2年度→令和6年度推計値)	20人	基本目標2
ウ	合計特殊出生率を推計値よりも、0.12向上させる	1.54 (令和6年)	1.66	基本目標3

		度推計値)		
エ	住民アンケートにおいて、大任町にずっと『住みたい』『どちらかというに住みたい』と回答した人の割合を向上させる。	70.1%	80%	基本目標 4

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

#### ① 事業の名称

大任町まち・ひと・しごと創生事業

ア 地域経済を活性化し、安定した雇用を創出する事業

イ 本町への新しい人の流れをつくる事業

ウ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

エ 時代に合った地域をつくり、安全・安心な暮らしを実現する事業

#### ② 事業の内容

ア 地域経済を活性化し、安定した雇用を創出する事業

- ・大任町の特産品のブランド化とフードビジネスの醸成を図ることで、地域経済を活性化させます。
- ・道の駅「おおとう桜街道」を中心とした観光ビジネスの発展を図ります。
- ・就農者を増加させ、農業の高収益化を図ります。
- ・企業誘致や起業支援を行い、就業者の増加を図ります。
- ・介護人材の確保と育成を行い、介護業界の人材確保と雇用の促進を図ります。

**【具体的な事業】**

- ・新規就農者の確保・育成事業
- ・企業誘致や起業支援事業 等

**イ 本町への新しい人の流れをつくる事業**

- ・空き家や遊休地等を有効活用し、本町への移住人口・関係人口の創出を図ります。
- ・移住や定住に伴う支援体制を確立し、移住希望者の住まいに対する支援を充実させます。
- ・本町を訪れた観光客と交流を通じて関係人口を創出していきます。
- ・ICTの利用やSNSの活用を進め、本町を知ってもらう機会を増やすことで、観光客を増加させ、特産品の販売促進と同時に、移住者、関係人口の増加を目指します。

**【具体的な事業】**

- ・移住促進事業
- ・関係人口創出事業 等

**ウ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業**

- ・本町の地域資源を活かしながら、お見合いイベントなどを企画・開催します。
- ・妊娠や出産に対して経済的負担の軽減や精神的不安を解消するための支援を行っていきます。
- ・子育てに対して経済的負担の軽減や精神的不安を解消するための支援を行っていきます。

**【具体的な事業】**

- ・妊娠・出産支援事業
- ・子育て支援事業 等

**エ 時代に合った地域をつくり、安全・安心な暮らしを実現する事業**

- ・大任町を南北に流れる彦山川の水害などに備えて、防災リーダー等育成プランを作成し、災害、防災に強いまちづくりを目指します。
- ・交通弱者の足としてコミュニティバス路線を維持し日々の暮らしの中での不便さを解消します。

- ・町が実施する無料塾「おおとう未来塾」や学校教育におけるICT環境の整備、また、保護者の大任町の未来を担う子どもたちの教育環境づくりを行います。

**【具体的な事業】**

- ・地域防災リーダー等育成事業等
- ・教育環境整備事業 等

※なお、詳細は第2期大任町まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

**③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））**

4の【数値目標】に同じ。

**④ 寄附の金額の目安**

100,000千円（令和2年度～令和6年度累計）

**⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）**

毎年度10月頃に大任町まち・ひと・しごと創生有識者会議で年度ごとの検証を行います。検証後、速やかに町ウェブサイトで公表します。

**⑥ 事業実施期間**

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

**6 計画期間**

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで